

平成18年守谷市議会第1回定例会会議録

平成18年3月 市政に関する一般質問

〔12番梅木伸治君登壇〕

12番（梅木伸治君） 通告順位5番，梅木伸治でございます。

4時前に終わると，土田議員まで回るという予定でございます。土田議員に回すと，きょうあした1泊2日の一般質問ということになるかと思いますが，なるべく早目に手短に対応していただければ，土田議員に回るのかなと感じております。

答弁の中に，五十川次長の答弁もあるかと思しますので，よろしくご協力お願いを申し上げます。

さて，私の質問は，いつものように，市民の声なき声を，そしてため息さえも聞き漏らさず議会に届けますという，公約どおりの質問とさせていただきます。

今回は，公民館有料化絶対反対と，体の不自由な方の専用駐車場，学校等の施設における消防訓練という3本立てでございますが，ここには大見出し3本でございますが，議長のところには，小見出し，また詳細にわたって資料の方を提供させてもらっていますので，ご配慮をよろしくお願いしたいと思います。

それでは，1問目でございますが，まず，施政方針の中に，安心して暮らせるまちづくり，潤いのあるまちづくりと，すばらしい言葉を掲げながら，施政方針が出ておりました。今後進めるこの三つの材料，質問でございますが，これは大切な下敷きになるところでございますので，これ通告はしてありませんが，一般質問の前に，行政改革は何なんだと，だれのための行政改革なのかということ，先に質問させていただければと思います。

議長（又未成人君） 市長会田真一君。

市長（会田真一君） 行政改革というのは，まさに市民のために行うものでありまして，市民からお預かりする税金をいかに有効に市民にお返しするかということでございます。そのために，我々がいかに効率的な行政を図れるかということが，必要になってくると思います。

議長（又未成人君） 梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） 答弁の中に，市民が安心して暮らせるまちづくりというものを入らせていただければよかったのかなと思います。

それでは、本題の公民館有料化絶対反対というところに入るわけですが、私以外にも、他の議員の方が、公民館の有料化について触れております。

私の場合には、まず絶対反対であるというところからのスタートでございます。行政主導のこういう展開をしていきたいという以前に、市民の声を必ず聞いて、そこから事を進めなければいけませんよというところで、ゼロからのスタートということ、いわゆる絶対反対という、私は気持ちで今でございます。

公民館は、生涯学習の場であり、まさに現代は、憩いの場所、年配の方が楽しい時間を過ごす場所、コミュニケーションの場所であると私は思っております。

が、しかし、昨年12月の議会において、公明党の川名議員から、有料化というところから端を発したのかわかりませんが、市民の耳に届く間もなく、有料化というものが公民館に張り出されました。これは検討中、再検討もありという文言もありましたが、重要というふうに書かれた中では、市民にとっては、お金を取られるというところがスタートなのかなという認識に立ったと思います。

平成13年第3次行政改革大綱、公共施設の受益者負担とか、16年から18年に行われる集中改革プランですか、こういったものから、有料化というふうなことに進んだのかと思います。また、地方自治法225条、使用料というところでは、行政財産の使用または公の施設の利用については使用料を徴収できるというふうに法律でもうたわれておりますが、本当に有料化がどういう形で市民に感じられているものかというところでは、非常に不信感を抱いているという言葉で表してもいいのかなと思っております。

その中で、どこに端を発して、どこが引き金になってこの有料化になっていったのか。もちろん今申し上げた部分もあるかと思いますが、その引き金の部分、これをご答弁いただきたい。

また、公民館以外の部分も視野に入っているのかなと思われまますので、その部分もご回答ください。

議長（又未成人君） 教育部長弘澤 二君。

教育部長（弘澤 二君） お答えします。

今回の有料化にありましては、教育委員会所管のものが大半でございますので、私の方から答弁させていただきたいと思っております。

まず、この有料化の流れでございますけれども、今、議員からご指摘のあったとおり、13年8月の行革大綱、この中で受益と負担の適正化が求められていること、これらが始まりでございます。そのほか、集中改革プランとか、議員ご指摘のとおりでございます。

また、昨今では、17年10月に、この18年度の経営方針、それから予算編成方針が定

められたところでございます。これらの中で、公共施設の使用料ということで、受益者負担の考えが示されているところでございます。

これらをもちまして、各施設の受益者負担どうあるべきかということで、18年の1月に、集会施設等を持っている関係所管課、生涯学習課とか、くらしの支援課とか、いろいろな所管課と、財政課等が中心になりまして集まりまして、この検討を始めたわけでございます。

当然、この検討の中には、すべての公共施設ということで始まってございますので、公民館も含めまして、学校と保健センター、文化会館、国際交流センターとか、そういうものも含めた中で検討していくということで、今、検討している最中でございます。

その中身としましては、先ほど総務部長も答弁ありましたとおり、どこまでを減免していくか、使用料取らないかとか、その金額はどのくらいにするか、そういうものは、まだこれから検討していく最中という状況でございます。

議長（又未成人君）梅木伸治君。

12番（梅木伸治君）ここで、いろいろな施設があったとしても、その中で公民館のところに絞り込んで考えていきたいと思うわけですが、今回、この質問に立つに際して、随分、市民の方から資料等もたくさんいただきました。それを見て勉強させていただきながら、公民館の意義というものはどういう意味があるんだということも勉強してきたわけですが、そんな中で、公民館の存在意義として、生涯学習の中核であるというのは当然でございます。また、おじいちゃん、おばあちゃんの時代から歴史があるものであると。また、ふらりと立ち寄れるという場所に公民館があるんだと。地域の人々の学習機会を提供していると。また、二つ目としては、公民館は地域づくりの拠点である。三つ目は、公民館は、地域で学ぶ人たちをバックアップするんだと。全国で1万9,000の公民館があるようですね。随分、市民のニーズに対応したというか、市民の本当に触れるような場所にあるんだなというふうに思うわけでございます。

この公民館を利用されるグループなんですけど、これから先は、ただ、お金を取るということじゃなくて、どうすればお金を取らないでできますかとか、どういうところを絞り込んでいったらいいのかなと。いわゆるお金を取りますというその部分以前に、考えるところがたくさんあるのかなと。

現在のその利用方法で、例えば四、五人のグループで非常に大きな場所を使っているとか、その敷地の中でこのぐらいの人数しか使っていないとか、非常にむだがありますよといった場合に、いわゆる使う側の方をお願いする視点では、幾つかの、例えば二つぐらいのサークルを一緒にして活動してもらおうとか、効率のよい使い方をしてもらおうというふうな動きは、今までにされていますでしょうか。

議長（又未成人君）教育部長弘澤 二君。

教育部長（弘澤 二君）お答えします。

私ども、学校の体育館の夜間開放、それから公民館が主でございますので、そちらからのサイドということでお答えしたいと思いますけれども、確かに、少人数の場合、効率的な運営ということで、例えば体育館ですと、一緒に使ってくれないかとか、そういうお願いはしてございます。協力していただける団体があれば、一緒にということもありました。

また、公民館としまして、人数が少なくなってしまったサークルで同じようなサークルである場合は、一緒にの場所でできないかというように提案したこともございます。

ただし、いろいろその団体、サークルの事情がありまして、一緒にやっていただいたというのは、体育館の方ではありますけれども、サークルの方では、公民館の方ではまだないような事実でございます。

議長（又未成人君）梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） そうすると、有料化以前に、まずは、利用する側、利用される側の方にお願いはしたということですね。そして、次にすべきことは、執行部、いわゆるそこを運営する人たちがどれだけ精査することができるかということですね。使う人たちにお願いしっ放しというわけにはいかない、自分たちもしっかり精査しなくちゃいけませんね。多分、ここは理解していただけたと思います。

職員にとって非常に厳しい話だと思いますけれども、人員を効率よく起用したり、残業を減らしたり、全然違う視点ではございますが、入札の透明性とか、いろいろな施策の打ち出し方はあるかと思えます。知恵を出して、汗を出して、しっかりやりましたと、その次に、皆さんどうですかとお願いする話であると、私思うところです。

多分、このお金をいただきたいというのは、財政課からの話であろうかと、また市長からの話であろうかと思えますが、生涯学習課所管の皆様にとっては、それに反対を唱えると。いわゆる、使っている人たちと直結しているその所の担当職員は、市民と同じ目線で、市民の気持ちになって市長と闘うと、そのぐらいの思いがあってもいいのかなと。

特にサークルの人たちには、公民館、体育館、いろいろなところで、年に何回か合同で清掃作業をしてくれと。また、何か行事があったときには、出てきてくださいという要請をしているんですね。そういうさまざまなお願いをしておきながら、今度は自分側では身を削ることができていないということになっては、これはおかしい話でございます。

特に生涯学習課所管の方にとって、反対を唱えるべきであろうと。無料化で進みたいというふうに思うはずなんですけど、その部分いかがでしょうか。

議長（又未成人君）教育部長弘澤 二君。

教育部長（弘澤 二君） お答えします。

その前に、先ほど、私、答弁で、公民館関係で、なかなか指導はしても一緒になれないということがありましたけれども、陶芸の窯入れなどは、いろいろなサークルありますけれども、電気代かかってしょうがないからということで、協力をいただいて、各サークル一緒に

窯入れなんかは協力していただいていますことをつけ加えさせていただきたいと思いません。

それでは、今ご質問のあった件でございます。教育委員会、生涯学習課としては、市民の目線に立ってということでございます。

私ども教育委員会としまして、公民館は社会教育施設だという認識は強く持っているところでございます。ですから、社会教育活動に関する利用まで、一律に、例えば利用料、使用料を取るということは、市民に賛同を得られない、このように思っているところでございます。

ですから、当然、社会教育活動に該当するもの、また子供会とかPTAの活動、そういうものについては、一定の減免とか免除とか、そういう措置があってもいいところじゃないかというふうに主張しているところでございます。

そういうことで、私どもとしましては、公民館を有料化することによって、生涯学習とか、ボランティア活動とか、そういう公民館活動に大きな支障を及ぼすような使用料の設定は望んでいるわけではございませんので、その辺は、社会教育施設であるということを強く認識してくださいということは、いろいろな会議で述べているところでございます。

議長（又未成人君）梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） もらうべきところと、もらわないところと、大別できるんじゃないのかなと。もらえない部分、もらえないというか、無料化ですっといきたいところは、市長の方に生涯学習課は訴えていきたいというふうに解していいのかなと。

それと、今、言葉の中に一つのポイントを見出しました。公民館活動に支障を及ぼすことを望んでいないということですね。望んでいないということでございますから、その言葉どおりに、生涯学習課所管の人たち、担当部長、次長の方は、しっかり望んでおりませんという態度を貫いてほしいなと思うところでございます。

さて、先ほど公民館は6,000万円の経費がかかっていると。その中で、一部負担を願いたいというところで、500万円ですね、約500万円の集金をしたいということだと思うのですけれども、使用分の経費の50%ということでもいいんですね。

これをざっくり人数と、例えば中央公民館の集会室3時間借りましたと、そのとき20名のサークルが、3時間、年間48回使用すると600数十円という、勝手な計算をしているわけですが、私なりの勝手な計算の中で、その600円をもらうべきかもらわざるべきか。無料のところはわかったんですが、今度は、有料にしたい部分、年間で600円、そのぐらいは自分たちで削減する、もう少し視野を広めてそのところは無料化にするということは何とかできないのかなと。

ここで、10円なり20円なりお金を取るということになると、今回、財政が緊迫しているムードだからお金を取りますよということですよ。今後、財政がどれだけ赤字がふえていって厳しくなるかわかりません。それと並行して、10円が20円、20円が30円に

なっていってしまうということは、十分に考えられるわけですね。

福祉バスであるやまゆり号も、ただで乗っていましたが、今、100円払っています。このときに、私は、100円から絶対に上げないでくれよというところで、上げませんという答弁をいただいたわけですが、今のところは、これは勝手に私が試算した600円でございますから、これからいろいろな視点から数字が出てくるかと思えます。しかし、私の危惧するところというのは、そこで10円を取ると、20円、30円、40円になる。そして、図書館の本でさえも、お金を取るんじゃないのと、市民の中にはそういうふうに関心されている方もいらっしゃると思います。

確かに、法律の中で、図書館は有料化にならないというような法律の縛りがあるようですが、しかし、図書館でさえ、お金がなくなっちゃって指定管理者制度になったときには、お金を払って本を借りるという状況は、もう払拭できないということも考えられると思います。いわゆる財政の厳しさから、公民館でさえ無料化から有料化になるわけですから、そういうのは拡大解釈かもしれませんが、私は、何とかこのところは無料化で頑張っしてほしいなと。

市の経済状態は、昨年の予算より12.4%伸びているわけですね。トータル5年、10年というスパンの中では、厳しい財政かもしれませんが、しかし、ことしに限っては、そういうふうに伸びているわけです。なぜこの時期にお金を取り始めるのかな。それは、さっき言った集中改革プランというところがあるかもしれませんが、私は、1年や2年、見直しすることも十分に可能であるというふうに思っています。

何とかすべて無料化にというふうに思っているその一つとして、このシステムは、まさに弱い者からお金を取るんじゃないのと、取りやすいところから取っていくんじゃないのという気がしてなりません。その部分、何かございましたら、ご答弁お願いします。

議長（又未成人君） 総務部長下村文男君。

総務部長（下村文男君） お答えさせていただきます。

もちろん財政厳しい折という理由も多少ございますが、山田議員にお答えいたしましたとおり、基本的な考え方といたしましては、利用者の受益者負担の適正化というのが、一番の基本になってございます。

今後のスケジュールと申しますか、この金額を決めていく際に、先ほど市長の方からも答弁させていただきましたが、9月というようなチラシはありましたけれども、そうではなくて、18年度の中ごろまでには、十分精査をいたしまして、できましたら19年の4月からというようなことも考えてございますし、当然、先ほど教育部長からもお答えさせていただきましたけれども、減免、減額する団体、あるいは免除をする団体ということで、その辺もよく精査をさせていただいた上で実施していきたいと考えています。

議長（又未成人君） 梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） 来年の春というふうな、約半年以上ですね、時間の余裕が、今、

感じられました。

さて、この公民館ですが、使われている方というのは、50代から60代の方が約70%とヒアリングのときにお伺いしているんですが、50代、60代の方が月に一遍のサークルを楽しみにして、1カ月のうち29日を楽しく過ごす。いわゆる精神的な健康、肉体的な健康というふうな付加価値もあるのかと思うんです。早急に来年の9月ということじゃなく、十二分に検討に検討を重ねて、市民たちの声を聞いて結果を出してほしいと。

そんな中で、今、受益者負担ということもございました。私、ちょっと試算をしてみました。守谷に住む家族が、奥さん、配偶者がいて、子供2人いる、この4人家族が、来年の予算を基準に考えると、41万4,387円納税していただかないと市はペイできないんですね。それだけ税金を納めている4人家族は、市にとってはチャラなんですよ。

それで、この41万円の税金を払うためには幾らの所得なのと、多分皆さん気になるところかと思いますが、約800万円なんです。800万円の年収がないと、守谷市にとってはペイできない人たちになっちゃう、これはお金だけの計算なんですけれども。

一番多いのは、給与所得約500万円台という方たちが多い。分布図でいうと、そちらの方が多いわけですから、例えば受益者負担、市民の平等とかということを考えてときには、おむねの人たちは市税の恩恵を受けているわけですよ。

その中で、今回、年間約600円のお金を取ることと、年収800万円以下の人たちというものを頭の中に描いていただいたとき、平等、平等といっても、やはり皆さんそれなりの恩恵を受けているわけです。それが見えるか見えないかなんです。

そうすると、だれさんは公民館のサークルに行って楽しそうだね、ガス使って水使って非常にむだじゃないのと言いながらも、あなたの年収が800万円以下だったら、あなたも恩恵を受けているんですよという形になってしまうんです。

そういうものというのは、見えにくいところがございますから、なかなか口にできないところもございます。が、しかし、市民すべての人たちに平らな状況というふうなことを言ったとしても、やはり自分の視野でしか物を見られないし、自分の見た目では物と言えなくなってしまうところがあるかと思えます。

公民館の利用というところで、無料化を何とかやり遂げたいと思っているところで、いろいろな調査もしましたが、公民館をお教室として使われているんじゃないかなというふうな雰囲気があるサークルも、残念ながらあるようです。

ですから、ここで、この人はただ、この人はお金を取りますというのは、非常に難しいところだとは思いますが、まず、私がここでお願いしたいことは、るる話をしましたが、お金を取らしようという前に、市民の皆様から意見を聞いてほしい。使っている人、そして今後使われる予定のある人から話を聞いてほしい。

先ほど別の議員の答弁に、市長は、話をしていきますよということでございました。自分の企画を提供、こういう形でいきますよじゃないと。その前に、市民の方から、どういう意見

をお持ちですかと。それも、こちらから体を持って行って、各公民館に行って皆さんの声を聞く、いわゆる公聴会というふうな形をとってほしいと切に願いますが、その部分いかがでしょうか。

議長（又未成人君） 教育部長弘澤 二君。

教育部長（弘澤 二君） お答えします。

市民の意見を十分に聞いてということですが、私ども、今、教育委員会で、特に公民館関係で考えていることは、まず、サークルとか団体につきましては、代表者との説明会をやる予定をしているところでございます。

また、当然、公民館等の利用者は、こういうサークルとか団体利用以外の一般の利用もあるわけですが、それにつきましては、各公民館で説明会等を開きまして、皆様のご意見をお聞きしながら、公民館の有料化とか、その協議に臨んで意見を伝えながら、減免とか免除とかを決めていきたい。

また、それが決まりましたら、公民館等を利用して、広報等を利用して、お知らせしていきたい、このように思っております。

議長（又未成人君） 梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） いわゆる市民の、使われる人たちの声を十分に反映して、そして自分たちの企画、こういう形で進んでいきたいよというものをすり合わせていくということによろしいのでしょうか。

議長（又未成人君） 教育部長弘澤 二君。

教育部長（弘澤 二君） 市民の皆様の意見を十分いただきまして、それらは関係課で協議する機関がありますから、その中に意見を反映していきたい。当然、それらの意見について、私どもも、社会教育施設でありますので、十分ご配慮ということをお願いしていきたいと思っております。

議長（又未成人君） 梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） ありがとうございます。

そうですね、説明をしに行くのではなくて、意見を聞きに行くということが大切なのかなと私は思っています。

つけ加えれば、例えば行政の中で、生涯学習課とか財政課、そういう人たちの中で金額を査定したり決定するんじゃなく、公共施設の例えば利用料金審議会とか、こういうものを立ち上げて、市民の声を十分に取り入れて、行政側と同じ土俵の中でそういうものを設定していく、検討していくということをお願いしたいと思います。

次、二つ目でございますが、体の不自由な方の専用駐車場というところに移ります。

これは、ハートビル法、高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律という法律整備でございますね。体の不自由な方が、快適にいろいろな施設、お手洗いとかそういったものを使えることができる環境をつくるんだという法律かと思えます。特に、車いすの利用の方に関しては、乗降に必要なスペースが確保され、さらに安全に快適にされているのかなと。

私の同じ会派である大久保議員、昨年の暮れから、つえをつきながら議場に来るわけです。今までは、なかなかそういう人に手を携えたり、一緒に作業をしたりということがありませんでした。

ここ数カ月、そういうものを目の当たりにして、もう少し視野を広げてみると、この次に行く、駐車場に健常者がとめているものを目にすることが多いんですね。

守谷駅の駅前のロータリー、あそこにも、障害を持つ方専用の乗降する場所というところがあるかと思いますが、一般の方が、ちょっとだけという気持ちかもしれませんが、そこを専有してしまっている。

車いすのマークがついているその場所というのは、どういう意味があるのかなと、ちょっと勉強してみたら、道路交通法では、駐車禁止指定除外という許可を居住地の警察からもらっている方が駐車するスペースだということなんですね。ちょっとわかりにくいんですが、そういう位置づけのようです。

そういう場所、どのくらい、世の中どういう感じなのかなというものをちょっとネットで調べてみますと、高速道路のサービスエリアですが、体の不自由な方専用の駐車スペースにとまった車は11分に1台と、11分に1台がマナー違反だよということが出ているようです。やはり自分が時折目にするものというのは、日常茶飯事、残念ながらなされているのかなと感じたところです。

ダイエーグループでは、全国86店舗、障害者、妊産婦の専用区画、ここに関して許可証を出したと、許可証制度にしたと。いわゆる健常者が、そこを使わないようにするんだということのようです。使うべき人が使えず、苦労しながら車の乗りおりをしているというものを見ると、いても立ってもいられないというのは、だれも思うことなのかなと。

運転免許所持者のうち、約20万6,480人が体の不自由な方のようです。いわゆる1,000人に29人が、何らかの障害を持っている。多い少ないは別としても、そういう人たちのために与えられたスペースを健常者が横取りするというのは、どんなものなのかなと。

体の不自由な方の大切な移動手段でございますが、車は。ハートビルというのは、そういった考え方の延長線上にあると思っておりますが、もうモラルに訴えても難しいんじゃないかと。自分の思いを告げても、その人には届かないんじゃないか。残念ながら、ルールづくりにしないとだめなんじゃないのというところで、浜松市はつくりましたね。

調べて見ますと、身体障害者専用の駐車場に関する管理者の義務、啓蒙啓発、そして市民の義務というものが、これは条例化されております。身体障害者用駐車場の利用法というものをしっかりルール、マナーを条例化してやっているのが、浜松市でございます。

守谷市でも、ぜひともこういうモラルのない方たちを何とか排除すべく、そういう条例化ができないのかなと思っているところですが、その部分ちょっとお答えいただけますでしょうか。

議長（又未成人君） 保健福祉部長山本キヨ君。

保健福祉部長（山本キヨ君） お答えいたします。

議員のお話を聞いておりました、本当に私も同感でございます。買い物に行ったときなど、障害者の駐車場をよく見るんですけども、あいているときは、障害者の方がいつでもとまれる状態になっているなど。また、ふさがっているときは、障害者の方が何か買い物をしているのかなというふうに感じ取っておりましたけれども、健常者の方が使用されているということで、本当に残念なことだと思います。

新聞によりますと、車いすのマークをおしゃれでつけているというような新聞報道もございます。同じ日の新聞でございますけれども、ハートビル法罰則の強化をというような新聞報道もされておりますので、まさにモラルに訴えることも大切ですが、なかなか浸透していかないということが現状ではないかと思えます。

浜松市の条例ということで議員の方から紹介がありましたので、私どもも、インターネットの方で調べてみました。そうしましたら、浜松市の方は、快適で良好な生活環境を確保する条例ということで、総合的に条例をしております。空き缶等及び吸い殻の投棄に対する措置、また歩行中の喫煙等に対する措置ということの中に、身体障害者駐車場を適正に利用するための措置ということで、先ほど議員の方からお話がありましたようなことの条文が書かれております。

私は、守谷市としましては、即効力といたしまして、条例化ということではなく、利用する皆さんに広報で訴えたり、また障害者駐車場を設置している事業者の方には、文書をもって、こういうことで障害者がいつでもとめられるような状態にしてほしいというように、障害者に優しい買い物ができるということの、設置をただけではなく対応もしてほしいということで、文書でお願いしたらどうかと思っております。ですから、条例化よりも、即効力のある文書でというふうに考えております。

議長（又未成人君） 梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） 4時も回りました。土田議員の一般質問は、きょうはございません。ゆっくりあしたの準備をしてください。

今、言われた文言、条例化をしても、守谷市民にとって、条例全部見ているかということ、はっきり言って、見ていないということでございます。そういう意味では、即効性ということでは、そういうふうな体を持って行って訴えかけるというのは、一つ有効な手段である

と私も思います。

ルールをつくっていくということになりますと、殺伐とした、言葉は当たっているかどうかわかりませんが、そういう気持ちになるところもございますから、担当所管の方々が、守谷市内の中にかかなりの数の障害者専用の駐車場があるかと思えます。そういうところに行って、ぜひとも訴えてほしい。

ただ、行政というのは、非常に難しいところがございまして、私がここでお願いして、それを受けても、やりましたよということで、1回で終わることがあるんですね。これは定期的にやっていただけますでしょうか。

議長（又未成人君）保健福祉部長山本キヨ君。

保健福祉部長（山本キヨ君） 条例を告示して終わりにすれば即効力がないのと同じように、1回だけの文書ではなかなか浸透していかない、また広報だけでは浸透していかないと思えますので、定期的をお願いをしてみたいと思えます。

議長（又未成人君）梅木伸治君。

1 2 番（梅木伸治君） ありがとうございます。

1 本目、2 本目と、職員の方々には、汗を流してもらうことが多くて非常に申しわけないなと思えますけれども、やはり高いところから物を見るみたいなことじゃなくて、相手の懐に入って訴えるということは、それ以上の効果があるかと思えますので、ぜひともそういう活動を定期的に行っていたいただければなと思えます。

3 本目の、学校の施設における消防訓練の方に移りたいと思えます。

施政方針にもあるように、安全、安心のまちづくりの中で、子供たちの火災に対する訓練、どのように行われているのか、これ、まず一つですね。

二つ目いきます。3月2日の新聞でございしますが、京都駅でシャッターに挟まれて死亡するという事故がございました。シャッターは81年製ということでございしますが、その事件を見、その事件を聞いて、多分、すぐに守谷市内のシャッターの様子、状況確認されたいと思えますが、その結果をお尋ねしたいと思えます。

議長（又未成人君）教育次長五十川芳道君。

教育次長（五十川芳道君） それでは、お答えいたします。

学校の火災の訓練ですけれども、各学校において、火災訓練、それから地震のときの避難訓練、不審者があらわれたときの避難訓練等、各目的によって1回ずつ実施しているような状況でございます。

火災時の避難訓練等については、消防署の協力を得て、避難訓練だけでなく、消火訓練等を行う場合もあるし、また一部の学校では、保護者との連帯により児童の引き渡し訓練等も行っているような状況です。

それから、2点目のシャッターの件ですけれども、こちらの方調査いたしまして、給食センターの物資の搬入口に、84年式の電動シャッターが1カ所あります。こちらは安全装置がついておりません。それから、学校の配せん室、倉庫、それから中央公民館の倉庫等は手動式のシャッターになっております。

議長（又未成人君）梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） シャッターは確認されたと、また訓練もされているということでございますが、そのトレーニングというか、訓練ですか、シャッターの動作の確認とか、シャッターの利用方法、そしてそれに対する諸注意というものは、そこを管理をする者、どの先生になるかわかりません。しかし、火事というのはいつ起きるかわかりませんから、いつでも対応できるようにしておかなきゃならないかと思いますが、その部分のトレーニングということはされておりますか。

議長（又未成人君）教育次長五十川芳道君。

教育次長（五十川芳道君） 防火シャッターのメンテナンスということで、業務委託を年2回、機能、それから外見の点検1回、それから総合点検1回ということで、点検を実施しております。

それから、学校の先生の火災訓練ということで、防火シャッターの件ですけれども、点検のときの責任者といたしまして、各学校では教頭先生がなっておりますので、そちらの方は立ち会いをして点検のときに対応しておりますけれども、そのシャッターをそのほかの先生が実際おろしたことがあるかどうかという問題、そちらについては、実際は、おろして訓練をしたということはないと聞いております。

議長（又未成人君）梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） 実際、火事で非常に慌てているところで使われることですから、日ごろの訓練が大切なのかなと思います。上げ下げしたことがないよという先生がどういう動作になるかわかりませんから、ヒューマンエラーというのはどこの世界でもありますので、今後のトレーニングの課題にしてほしいと要望しておきます。

そして、人的なものは対応していただくということになるかと思っておりますけれども、建築基準法の改正が過日ございました。建築基準法施行令112条14項1号イから八という要件ですね。これは防火設備の構造のようでございます。この施行令の改正に伴って、守谷市はどういう対応をされるのか。

もちろんその法律の改正に伴って、ああそうですかというわけにはいきません。ましてや、これは安全装置についてでございます。小学生低学年という子供ですと、そういう火事の際の心配ということは、重ね重ねあるのかなと思うところです。

この安全装置について、私も調べてみましたが、龍ヶ崎、稲敷、阿見、牛久と、それぞれ順次設置されているようです。3月の今定例会、取手では、私の同級生である中村 修議員が、やはり同じような質問をしております。回答は、順次速やかにやっていきますよという答弁のようでした。

守谷市においては、同様の答えを期待しているところでございますので、その部分の回答をお願いしたいと思います。

議長（又未成人君） 教育次長五十川芳道君。

教育次長（五十川芳道君） 確かに、平成17年の7月に建築法の施行令が改正になりまして、施行が12月1日からということで、安全装置の義務化がされました。

守谷市の場合に、既に、守谷中学校の改築の場合に、6台、安全装置をつけたやつを施工しております。それから、ことしのやつでけやき台中学校、こちらにも安全装置をつけたやつが施工しております。ですから、新しい校舎については、既に安全装置をつけておりますけれども、そのほかの従来の学校、小学校で36カ所、それから中学校で17カ所、こちらについては、今後、とりあえず改修の予定のある学校を優先的にやっていきますけれども、その後順次改修を進めていきたいという考えであります。

議長（又未成人君） 梅木伸治君。

12番（梅木伸治君） 速やかに、安全装置ですから、法の改正に伴ってやっていただければなと思います。

予算の厳しさ、大変さもわかりますが、特に子供たちのいるところ、学校なんかは、速やか以上の速やかな対応をしてもらおうべきであろうと思っていますので、そのところを重ねてお願い申し上げます。

以上、公民館有料化絶対反対、また体の不自由な方の専用駐車場、消防訓練に伴う防火設備に関してということでございますが、おおむね私の思いが通じてくれたのかなと、前向きなご答弁をいただいたというふうに思います。

非常に厳しいところもあるかと思いますが、速やかなる対応をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

・議長（又未成人君） これで梅木伸治君の一般質問を終わります。